

高齢者の通いの場の運営を支援します



【問い合わせ】健康課 ☎84-0662

高齢者の通いの場を充実させ、介護予防を推進するため、令和5年度分の「通所型サービスB地域支え合い型補助事業」および「げんきスポット補助事業(地域介護予防活動支援事業)」の申請を受け付けます。

補助事業の概要

種類	通所型サービスB 地域支え合い型補助事業	げんきスポット補助事業 (地域介護予防活動支援事業)
補助対象団体 (主な条件)	◇高齢者の介護予防のための活動を実施する団体 ◇代表者の連絡先や活動場所等の情報を市民に提供することに同意する団体 ◇団体の活動への参加希望を広く受け入れ、高齢者が自由に参加できる団体	
補助対象事業 (主な条件)	◇要支援1・2または事業該当者の利用の受け入れができる ◇毎月2回以上、1回当たり1時間以上	◇年間の参加者(市内在住65歳以上)が延べ240人以上 ◇年間の実施回数が24回以上、1回当たり1時間以上
	◇上記の条件を満たし、次に掲げる事業を実施していること ・高齢者の社会参加を促進する事業(サロンなど) ・運動機能向上に資する体操・運動に関する事業 ・低栄養防止、食生活改善に関する事業 ・口腔機能向上に関する事業 ・介護予防または認知機能低下予防のための事業(脳トレ、文化活動など) ・介護予防のために医療機関や介護保険施設等が自主的に行う事業	
補助項目	運営費補助、立ち上げ支援補助、講師謝金補助、施設利用補助	
審査方法	書面審査	書面および面接審査

※補助金額など詳しくは、健康課にお問合わせください。

申込期間 4月3日(月)～21日(金)

提出書類 指定の申請書類一式 ※申請書は、健康課窓口または市ホームページにあります。

提出場所 健康課

みなさんの活動を応援!! 「半田市市民活動助成金」二次募集



【問い合わせ】市民協働課(市民交流センター) ☎32-3430

市内などで活動する市民活動団体が行う事業を費用面で支援し、グループの自発的・自立的活動の促進を目指す制度です。個別で説明・相談を随時受け付けています。

助成金の申請

5月8日(月)までに申請書など必要書類を市民交流センターへ提出してください。

※必ず事前相談のうえ、申請してください。

※申請書は、4月1日(土)から各窓口または市ホームページ(ダウンロード可)で配布します。

事業実施期間 7月1日～令和6年3月31日

	はじめの一步部門	ステップアップ部門	コラボレーション部門	チャレンジ部門
助成対象	新たに設立しようとする団体や設立から3年以内の団体に対して、事業や運営の経費を対象に助成します。	身近な地域課題や多様化する市民ニーズに対応するため、団体(設立後1年以上)自ら企画、実施する提案事業に係る経費を対象に助成します。	ステップアップ部門の要件を満たした団体が、市内の学校または自治区と協働して企画実施する事業に係る経費を対象に助成します。	ステップアップ部門の要件を満たした団体が、総合計画に掲載されている「チャレンジ2030」や市の施策推進に沿った活動を、団体と担当課が協働で創り上げる事業の経費を助成します。
助成金額	1団体あたり10万円以内(対象経費の2分の1)	1団体あたり100万円以内(対象経費の2分の1)	1団体あたり100万円以内(対象経費の4分の3) ※小学校区単位の自治区が集まり実施する事業については、1年目に限り助成率をアップ	1団体あたり100万円以内(対象経費の4分の3) ※教育・子育て分野における事業申請があった場合、対象経費の10分の9以内で、100万円を限度とする。

※詳しくは、市民交流センターにお問合わせください。